

第2編 風水害編

※本編は風水害の対策計画を定めるが、本編に記載のない必要な対策については「第1編 震災編」に準ずるものとする。

第 1 部 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、市防災会議が作成する計画であり、市・都・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び範囲

- 1 この計画は、防災に関して、本市の処理すべき事務又は業務に東京都及び指定地方行政機関等が処理する事務又は業務を明確にするとともに、事務又は業務の一環性を図る能動的な計画である。
- 2 この計画は災害に対処するための恒久的な計画であり、法令等に特別の定めがある場合のほか風水害等の災害に関しては、この計画によるものとする。

第3節 計画の目標

風水害等の災害には、暴風・豪雨・洪水・山崩れ等の異常な自然現象と人為的な原因による大規模な火災又は爆発等に大別できる。この計画は、台風等による風水害を中心に前記災害に対処できる各種計画を樹立することを目標とする。

第4節 計画の修正

この計画は恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって各機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに、計画修正を市防災会議に提出するものとする。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、都防災計画及び各機関が作成する防災業務計画と矛盾又は低触するものであってはならない。

第6節 計画の習熟

各機関は、平素から研究・訓練その他の方法によりこの計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災機関の業務大綱

第1節 市

震災編第1部第3章 防災機関の業務大綱の「第1節 市」に準ずる。

第2節 都

震災編第1部第3章 防災機関の業務大綱の「第2節 都」に準ずる。

第3節 指定地方行政機関

震災編第1部第3章 防災機関の業務大綱の「第3節 指定地方行政機関」に準ずる。

第4節 自衛隊

震災編第1部第3章 防災機関の業務大綱の「第4節 自衛隊」に準ずる。

第5節 指定公共機関

震災編第1部第3章 防災機関の業務大綱の「第5節 指定公共機関」に準ずる。

第6節 指定地方公共機関

震災編第1部第3章 防災機関の業務大綱の「第6節 指定地方公共機関」に準ずる。

第7節 公共的団体

震災編第1部第3章 防災機関の業務大綱の「第7節 公共的団体」に準ずる。

第8節 市民・事業所のとるべき措置

「自分たちのまちは自分たちで守る」が防災の基本であり、市民はこの観点に立って日頃から自主的に風水害に備えるとともに、行政が行う風水害活動と連携・協力するものとする。また、事業所は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や水防訓練の実施に努めるとともに、風水害により帰宅困難が予想される従業員等の保護のため非常食料等の備蓄その他の対応策を講じるなど、風水害対策の推進を図るものとする。

市民及び事業所の風水害対策として果たすべき基本的責務は次のとおりとする。

区分	とるべき措置
市民	市民は、風水害からの災害を防止するため、相互に協力するとともに、市が行う防災対策に協力し、近隣住民の生命、身体及び財産の安全を確保しなければならない。
事業所	市その他の行政機関が実施する防災対策に協力するとともに、事業活動にあつては、その社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払わなければならない。

第3章 東村山市の地勢

第1節 地 勢

震災編第1部第4章 東村山市の地勢の「地勢」に準ずる。

第2節 気象と既往災害

1 気象

東村山市は、表日本気候区に属し、夏に高温湿潤、冬に低温乾燥となる典型的な関東地方の平野の気候を示す。1年の降水量は概ね1,600mm程度で、年間を通じた平均気温は、15℃前後である。冬は乾いた北よりの風が吹き、春夏秋には南からの風が吹く。

近年、地球温暖化の影響等により、夏季に高温や短時間に集中した大雨が降る傾向にある。

2 河川

空堀川は東京都の北西部、武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市を流れる川で、狭山丘陵の野山北公園を源流とし、東大和市高木で支流の奈良橋川と合流、清瀬市中里で柳瀬川に流れ込む。全長約15kmの一級河川で荒川水系に属している。

北川は、多摩湖を源流とし、北山公園の南側を沿りながら東に流れ、所沢市との境にある二瀬橋付近で柳瀬川に合流する。前川は、東大和市湖畔付近に源を発し、廻田を東に流れ諏訪町で北川に合流する。

これらの河川では、都市化の進展により地面が建物や道路に覆われ、雨水が地面に浸透する割合が低くなり、短時間に大量の雨が河川に流入して、水位が短時間に上昇する傾向にある。東京都では、1時間あたり50mmの降雨によって発生する洪水を安全に流すことのできるように河川整備を進めている。

3 既往災害

東村山市で近年に発生した風水害は、次のとおりである。

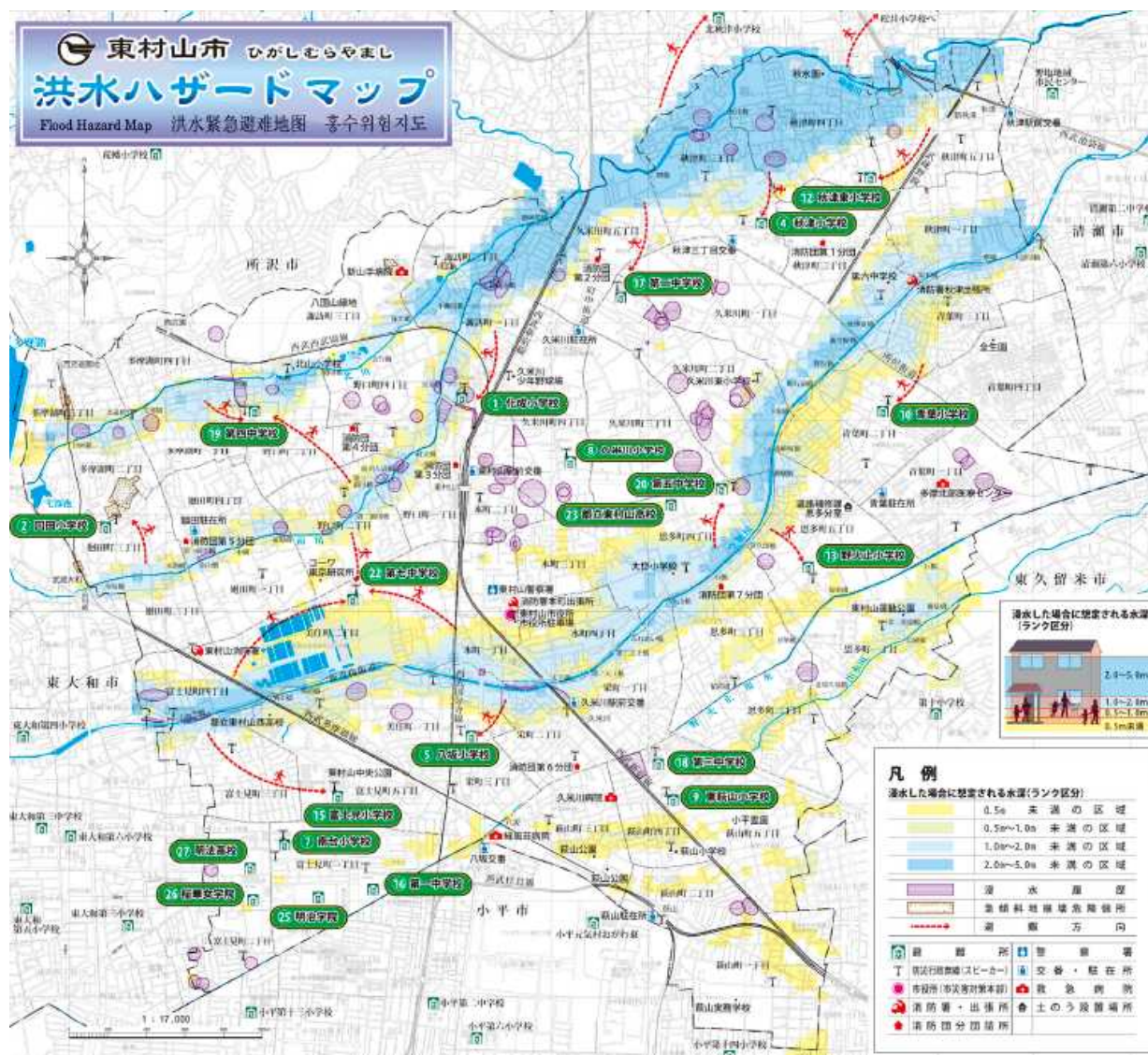
風水害の履歴

	水害発生日	被害状況	備考
1	平成17年9月4日の大雨	床上浸水4件 床下浸水14件	時間最大雨量37mm 総雨量70mm 降雨時間3時間
2	平成18年5月24日の大雨	床下浸水5件	時間最大雨量26mm 総雨量60mm 降雨時間7時間
3	平成22年6月29日の大雨	床下浸水10件	時間最大雨量50mm 総雨量132mm 降雨時間12時間
4	平成22年7月5日の大雨	床下浸水5件	時間最大雨量26mm 総雨量60.5mm 降雨時間4時間
5	平成22年8月18日の大雨	床下浸水1件	時間最大雨量30mm 総雨量31mm 降雨時間2時間

第3節 浸水想定

東京都及び区市で構成される都市型水害対策連絡会では、河川や下水道の整備水準を上回る大雨が降った場合を想定し、地域の水害に対する危険性をあらかじめ周知し、自ら避難等の対策を講じていただく目的で浸水予想区域図を作成している。これは、平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量589mm、時間最大雨量114mm）と同規模の降雨が発生した際に予想される浸水深と浸水箇所を示したものである。

東村山市では、この図を基に、過去に発生した災害履歴も掲載した洪水ハザードマップを作成・公表している。



第2部 災害予防計画

第1章 総合治水対策計画

第1節 河川改修事業

適切な治水対策や河道改修が施され、安全・安心で親しみが持てる水辺環境の整備を図る。

このため市は、新河岸川流域の総合治水対策の視点から、河川の未改修区間の整備の東京都への要請、未改修水路の整備を進めるとともに、親水性を考慮した整備との調整を行う。

第2節 下水道の整備計画

都市水害を防止するために、雨水浸透施設の整備を進める等、雨水整備面積（平成20年度101ha、平成27年度目標104ha）を拡大し、河川への流入量の緩和を図る。

【資料編13-2参照】

第3節 流域対策

市は、雨水浸透施設設置助成制度、宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱等により、雨水浸透施設の設置を推進する。また、公園、緑地、農地、雨水調整池等の保存等を推進し、流域全体の雨水浸透、貯留能力を強化する。

第2章 水防訓練及び資機材の整備等

第1節 防災教育及び水防訓練の充実

1 自主防災組織、ボランティア等の活動能力の充実強化

市は、東京消防庁、消防署、消防団と連携して、水防訓練を行うとともに、住民、事業所、自主防災組織、防火管理者等へも参加を呼びかけ、土のう積み等の講習に努める。また、家庭、事業所、地域組織において、自衛のための土のう等を備蓄しておくよう呼びかける。

(1) 災害履歴、地形図、洪水ハザードマップ等を参考とした地域の防災対策に関する情報の提供

(2) 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した応急的な簡易水防工法等の指導を推進する。

2 自主防災組織、ボランティア等の活動能力の充実強化

自主防災組織、ボランティア等の資機材等の整備を図りつつ、都市型水害等を想定した訓練を推進する。

3 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実・強化

各事業所において、自衛消防隊等を中心に中核要員や消防計画等の状況に即しながら水害を想定した自衛消防訓練が行われるよう促進する。

第2節 水防用資機材の点検

市は、市内における水防を十分果たせるよう水防用資器材及び装備を準備しておく。

また、市内の資材業者の手持資材を調査しておくなど、緊急の補給に備えておく。

第3章 市民等の防災行動力の向上

第1節 災害に強い社会づくり

震災編第2部第4章「震災に強い社会づくり」に準ずる。

第2節 要配慮者の安全確保

震災編第2部第5章「第3節 要配慮者の安全確保」に準ずる。

なお、洪水、土砂災害に関しては、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の災害危険箇所の状況、アンダーパス等浸水による危険性が予測される箇所、災害危険箇所内の要配慮者（災害時要援護者）、避難行動要支援者（要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難なため支援を要する者）利用施設並びに避難支援者・組織の実態を考慮して、避難計画、避難支援の全体計画や個別計画等を検討する

第3節 防災知識普及計画

市は、浸水予想区域、浸水履歴、地域防災計画の修正等に応じて、洪水ハザードマップの内容を点検し、随時更新・配付するとともに、消防署、消防団、自主防災組織、町会・自治会と連携して、広報、防災訓練、防災教育等を通じて、ハザードマップの内容の認知と理解を促進する。

その他、震災編第2部第5章「市民等の防災行動力の向上」に準ずる。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 市の活動体制

1 非常配備

状況に応じて、市は次の基準により非常配備をとる。なお、職員の動員等は、震災編第3部第1章第2節「職員の活動体制」に準ずる。

職員の活動体制

種類	基準及び内容	人員
情報連絡態勢	・大雨洪水注意報が発表され、防災安全課とまちづくり部との協議により、特に注意を要しないとされた場合	・自宅待機 防災安全課、まちづくり部（下水道課・道路管理課）、広報広聴課
警戒配備態勢	・大雨洪水警報が発表された場合 ・大雨洪水注意報が発表され、防災安全課とまちづくり部との協議により、今後注意を要するとされた場合	・緊急参集 防災安全課、まちづくり部（下水道課・道路管理課）、総務課 ・自宅待機 教育部庶務課、市民協働課、広報広聴課
第1非常配備態勢	・被害が拡大した場合 ・市域に特別警報が発表されたとき ・災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	まちづくり部全員、教育部庶務課 全員、市民協働課全員
範囲拡大		各部課長補佐以上
第2非常配備態勢		各部係長以上
第3非常配備態勢		全職員

2 災害対策本部

災害対策本部の震災編第3部第1章「第1節 災害対策本部の組織・運営」に準ずる。ただし、本部の設置基準は、上記の基準に該当する場合とする。

第2節 防災関係機関の活動体制

1 責務

関係防災機関は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、都防災計画、防災業務計画及び市防災計画の定めるところにより、それぞれ災害応急対策を実施するとともに市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動体制

関係防災機関は、前記の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2章 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準及び適用の要請手続き等は、震災編第3部第3章「災害救助法の適用」に準ずる。

第3章 相互応援協力・派遣要請

風水害等の災害が発生した場合、各機関は、あらかじめ定めてある所掌事務又は業務にしたがって応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして災害対策の円滑な実施を期することが必要である。特に被害が広範囲に及んだ場合、市域の防災機関のみでは対応が困難なことから、都・他区市町村・自衛隊や民間に協力を得て防災対策を行う。なお、これらの機関等に対する要請要領については、震災編第3部第4章「相互応援協力・派遣要請」に準ずる。

第4章 情報の収集・伝達

災害時における各機関相互間における通知、要請、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡システムを整備するとともに、非常の際における通信連絡を確保するため、公衆通信設備の優先利用、非常無線の利用、放送の要請等について震災編第3部第2章「情報の収集・伝達」に準ずる。

第1節 集中豪雨等への準備

1 気象情報等の監視

災対部本部班は、気象警報・注意報のほか、気象庁の降水短時間予報やレーダナウキャスト、東京都の水防災総合情報システムや東京アメッシュ等、降雨や河川の実況、予測に関するリアルタイム情報を常に監視し、集中豪雨に対する体制を迅速に確立できるように準備しておく。

2 同一流域における情報共有

災対部本部班は、都が設定する黒目川・柳瀬川流域の他市町村（立川市・小平市・西東京市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市）及び所沢市と、避難情報、浸水状況、水位・雨量情報等の情報をリアルタイムに共有し、活動体制の確立、避難勧告等の早期実施に努める。

なお、都は、黒目川・柳瀬川流域の情報を必要に応じて、既存の伝達システムで情報提供を行う。

第2節 情報の収集・伝達

1 気象警報及び重要な注意報等の伝達

災対部本部班は、重要な注意報及び警報並びに特別警報について、都（北多摩北部建設事務所含む）、警察署又はN T Tからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び自主防災組織に通報するとともに、警察署、消防署・消防団等の協力を得て住民に周知する。

なお、気象庁が発表する気象情報は、次のとおりで、東京都水防計画に基づく気象情報伝達システムや気象庁の防災情報提供システム（気象庁がインターネット等で各種防災気象情報を自治体や防災機関向けに提供するシステム）等を活用してこれらの情報をリアルタイムに把握する。

気象庁が発表する情報

特 別 警 報	大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報
気 象 警 報	大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報
気象注意報	大雨注意報、洪水注意報、風雪注意報、強風注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報・着雪注意報、霜注意報、低温注意報
その他	記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報

【資料編 11-1 参照】

2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報等

災対部本部班は、災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都（総務局）及び気象庁に通報する。

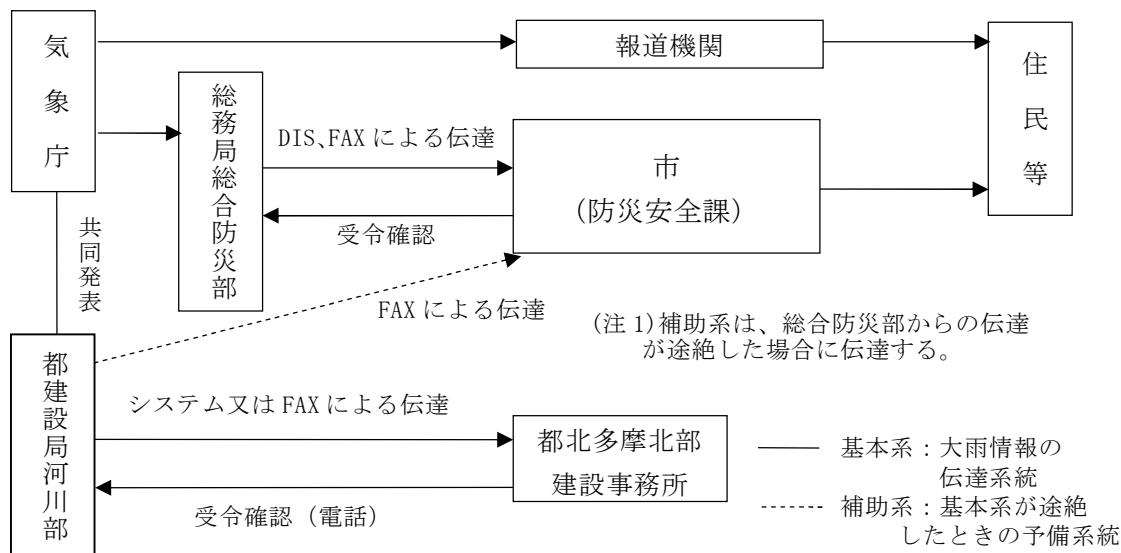
なお、災害対策基本法第54条に基づき、通報すべき異常現象とは、以下を目安とする。

ア 著しく異常な気象現象（例えば竜巻等）
イ 気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象
ウ 水象に関する事項

3 土砂災害警戒情報等

災対部本部班は、土砂災害の危険度が高まったことにより土砂災害警戒情報が発表された場合、対象地区にある土砂災害危険箇所付近の住民等に直ちにその旨を伝達する。

区 分	内 容
情報の特徴及び利用にあたっての留意事項	ア 大雨警報（土砂災害）の発表中に発表する。 イ 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする（発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊、地すべりとする。）。 ウ 降雨から土砂災害の危険度を判定するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。
情報の伝達	ア 気象庁と都が共同して雨量等を監視し、発表基準を超過したとき発表する。 イ 都は、市や建設事務所へ、防災ファックス及びD I S（災害情報システム）等を利用し伝達する。



土砂災害警戒情報伝達系統

4 竜巻注意情報等への対応

市は、竜巻注意情報又は竜巻への注意を呼びかける雷注意報や東京都気象情報等が発表された場合、危機管理体制を確認するとともに、気象庁などと連携の上、気象情報（竜巻発生確度ナウキャスト含む。）に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応について住民への周知、啓発等に努める。

また、気象庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）で送信される竜巻注意情報について、必要に応じて防災行政無線等の自動起動を図っておくものとする。

第3節 情報連絡体制

震災編第3部第2章「第1節 情報連絡体制」に準ずる。

第4節 被害状況等の調査報告

震災編第3部第2章「第3節 被害状況等の収集体制」に準ずる。

第5節 災害時の広報及び広聴活動

震災編第3部第2章「第4節 広報及び広聴活動」に準ずる。なお、警戒段階から災害発生段階の広報は、次の項目を基本とする。

風水害発生時の広報事項

(1) 警戒段階に行う広報

- ア 各種警報、台風・気象情報、河川情報
- イ 道路・交通、公共交通機関、ライフライン等の状況
- ウ 被害状況、避難情報、災害対策の状況・予定

(2) 災害発生段階に行う広報

- (1)の情報に加えて、二次災害防止に関する情報

第5章 水防計画

第1節 目的

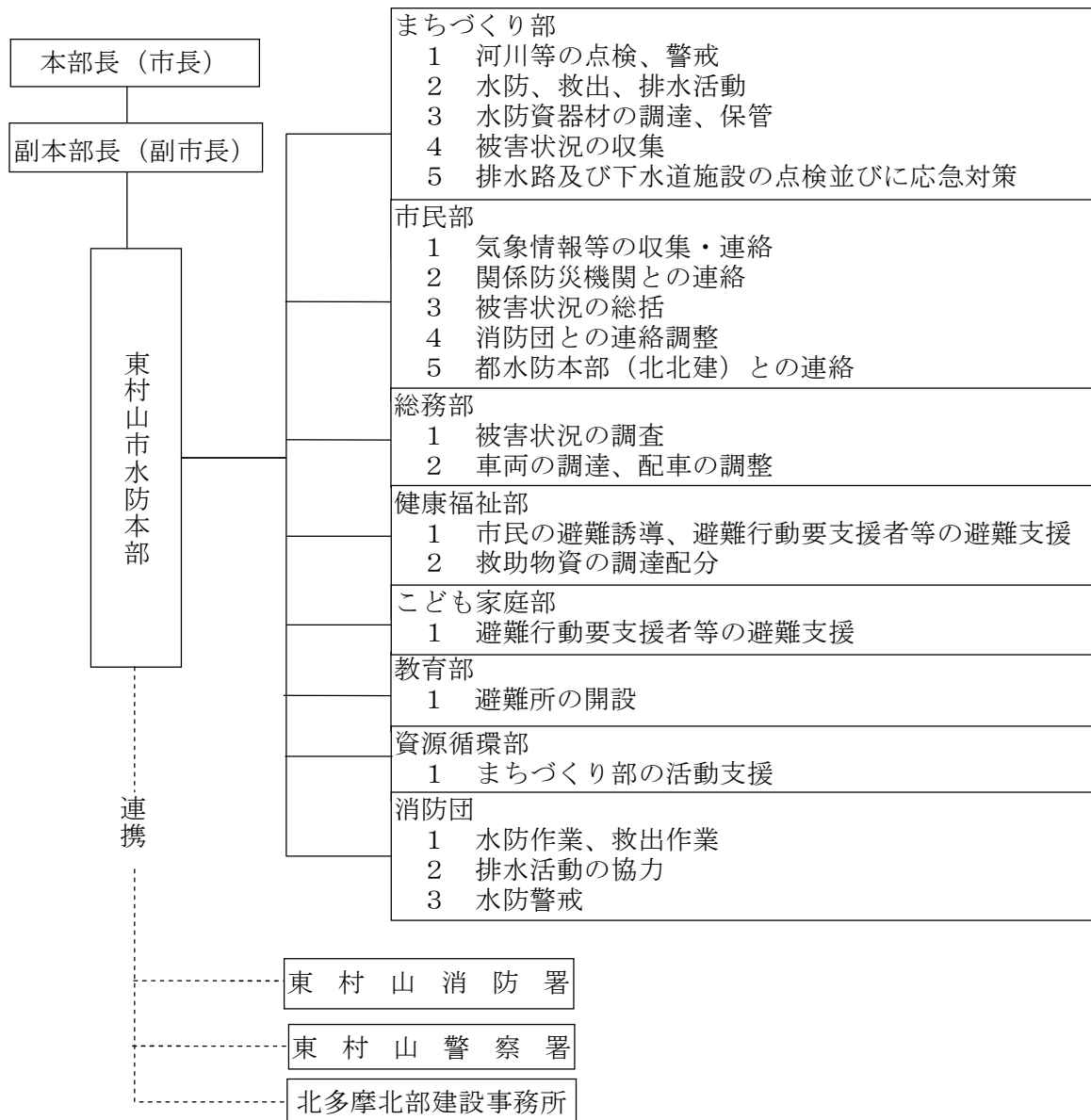
この計画は、水防法、災害対策基本法及び東京都水防計画に基づき、市防災計画の一環として作成するもので、洪水その他による大規模な水災の発生するおそれがある場合において、洪水等を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川等に対する監視、警戒その他水防上必要な事項について定める。

第2節 任務

市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たさなければならない。

第3節 水防組織

1 東村山市水防組織図



2 消防署の態勢

「第6章 消防活動計画」による。

3 東京都北多摩北部建設事務所の態勢

種 類	基準及び内容	人 員
連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢 1) 水防用気象情報の注意報が発表されたとき 2) 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機または準備）が発表されたとき	若干名
警 戒 配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1) 東京地方に水防用気象情報の警報が発表されたとき 2) 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき 3) 都管理の水位周知河川にはん濫警戒情報が発表されたとき 4) 国管理・都管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、はん濫注意情報（洪水注意報）、はん濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき	水防要員の概ね 1/15
第1非常 配備態勢	局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員の概ね 1/10
第2非常 配備態勢	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員の概ね 1/5
第3非常 配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員の概ね 1/3
第4非常 配備態勢	都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員 全 員

第4節 気象情報と雨量通報

災対部本部班は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めたときには、都建設局（都水防本部）と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに市内外の雨量、水位等の正確な資料を観測者から迅速に入手し、常に的確な情報の把握、関係各部・課等への通報に努める。

第5節 水防活動

災対部本部班は、水防管理団体として、気象状況等により洪水等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行う。

- (1) 気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (2) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (3) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。
- (4) 次の場合には、消防機関（東村山消防署及び市消防団）に対し、出動を要請する。この場合は、直ちに都建設局（都水防本部）に報告する。

ア 水位が上昇し、消防機関による水防活動の必要があるとき

イ その他水防上必要と認められたとき

- (5) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
- (6) 堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (7) 洪水による著しい被害が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。
- (8) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- (9) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた市長（水防管理者）の所轄の下に行動する。
- (10) 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

第6節 氾濫時の処置

- 1 警戒員その他の者から連絡報告等により氾濫を確認したとき、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、市長（水防管理者）又は消防署長及び消防団長は、直ちに都水防本部（都建設局）に通報するとともに、関係機関に通報し、相互に密接な連絡をとる。
- 2 決壊後といえども、市長（水防管理者）及び消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- 3 洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者に対し防災無線、広報車等により避難のため立退きを指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

第7節 費用負担及び公用負担

1 費用負担

市は、水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、市が当該応援を求めた場合は、市と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。（水防法第41条、第16条第3項及び第4項）

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあっせん申請をすることができる。（水防法第42条第1～3項）

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるときは、市長（水防管理者）又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

ア 必要な土地の一時使用

- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車両その他の運搬具又は器具の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明証を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明証を携行し、必要ある場合は、これを提示する。

3 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において直ちに処理する。

4 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は時価によりその損失を補償する。（水防法第 28 条）

第 8 節 水防実施状況報告

- 1 市長（水防管理者）は、洪水等により被害を生じた場合は、電話で直ちに都建設局（都水防本部）にその概況を報告するものとする。なお、水詰責器材の救援を要する場合は、その旨併せて連絡する。
- 2 市長（水防管理者）は、水防終了後 3 日以内に水防実施状況を都建設局（都水防本部）に第 1 号様式により報告するものとする。また、公共土木施設に関する被害が生じたときは、市長（水防管理者）は被害発生後 7 日以内に第 2 号様式により報告する。

第 6 章 消防活動計画

1 東村山消防署

- (1) 水防管理者からの出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動する。
- (2) 河川等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるとき、直ちにその旨を水防管理者に連絡し必要な措置を求める。
- (3) 水防上緊急の必要がある場合において、消防署員は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命じる。
- (4) 堤防その他の施設が決壊したときは、東村山消防署長は直ちにこれを関係者に通報するとともにできる限り、氾濫による被害が拡大しないよう努める。
- (5) その他必要な事項は、東村山消防署水防計画等による。

2 東京消防庁災害時支援ボランティア

震災編第2部第6章「ボランティア等との連携」に準ずる。

第7章 避難

第1節 計画方針

本計画は、災害時において人的被害の絶無を期することを目的とし、市及び都が一体となって市民を避難収容できる体制を擁立するため、平素から連絡協調を密にし、おのおのの任務を明確にしておくものとする。

第2節 事前避難

1 市の責務

- (1) 市民に対して避難場所及び避難の方法を周知せしめ、災害時には、指定した場所に自主避難するよう指導する。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合は、市民に対し、その情勢を的確に伝達し、早期に避難の勧告及び指示を行い、高齢者、障害者、幼児、病人等は、あらかじめ指定された施設又は安全地域の親戚、知人宅に自主的に避難するよう指導する。

第3節 避難の勧告等

1 避難勧告等の種類と一般的基準

避難準備情報、勧告及び指示の基準は、原則として次のような状況になったときに、住民等につきのような行動を求めて発するものとする。

また、避難勧告等の決定にあたっては、流域の雨量、河川等の水位、气象台、河川管理者及び砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮し、また、深夜・早朝に避難が必要になる状況を予想し、総合的かつ迅速に行う。

なお、气象台、河川管理者、砂防関係機関等の助言を速やかに得られるように、担当者との連絡体制を確保しておくほか、円滑な判断・伝達ができるように、内閣府の「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成26年9月）」等を参考にしたマニュアル作成に努める。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (避難行動要 支援者) 情報	要援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
------	---	---

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

2 避難勧告等の具体的判断基準

避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

<ul style="list-style-type: none"> ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等の中で相互に情報交換すること（連絡先は下表欄外の情報の入手先を参照） ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること ・巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確できないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。

(1) 柳瀬川溢水氾濫

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	柳瀬川 清瀬橋水位観測所 中里地点
対象地区	多摩湖町1丁目・4丁目、野口町1丁目・2丁目、諏訪町1丁目・2丁目、廻田町2丁目・3丁目、久米川町5丁目、秋津町3丁目・4丁目・5丁目
避難準備(避難行動要支援者)情報	水位観測所の水位が注意水位に達し、危険水位への到達が予想される時
避難勧告	水位観測所の水位が警戒水位に達し、危険水位への到達が予想される時
避難指示	水位観測所の水位が危険水位に達したとき

(2) 空堀川溢水氾濫

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	空堀川 丸山橋水位観測所 恩多町地点
対象地区	富士見町3丁目・4丁目、美住町1丁目・2丁目、栄町1丁目・2丁目・3丁目、本町1丁目・4丁目、恩多町3丁目・4丁目・5丁目、久米川町1丁目・2丁目、青葉町2丁目・3丁目、秋津町1丁目・2丁目

避難準備(避難行動要支援者)情報	市内又は上流の水位観測所の水位が注意水位に達し、危険水位への到達が予想されるとき
避難勧告	市内又は上流の水位観測所の水位が警戒水位に達し、危険水位への到達が予想されるとき
避難指示	市内又は上流の水位観測所の水位が危険水位に達したとき

(3) 内水氾濫等

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測（台風や雨雲の動き、降水短時間予報、レーダナウキャスト等）、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報の発表状況や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

対象地区	警戒すべき区域（過去の浸水箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等）
避難準備(避難行動要支援者)情報	<ul style="list-style-type: none"> ・当市において1時間で40ミリの降雨が予想される。 ・近隣の地区で床上浸水や道路冠水が発生した。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の地区で床上浸水や道路冠水が発生し、かつ、当市において1時間で40ミリの降雨が予想される。 ・近隣の地区で床上浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大している。 ・土砂災害警戒情報が発表された。 ・大雨警報（土砂災害）の発表中に記録的短時間大雨情報が発表された。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の地区で床上浸水が発生 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された。 ・土砂災害警戒情報の発表中に記録的短時間大雨情報が発表された。

3 勧告等の伝達

避難準備情報、避難の勧告又は指示の伝達は、東村山警察署、東村山消防署等の協力を得て当該地域の市民に対して迅速かつ的確に伝達する。

伝達方法は、震災編第3部第2章「第4節 広報及び広聴活動」によるほか、市消防団消防ポンプ車並び、東村山消防署、東村山警察署及び市本部の広報車により勧告及び指示を伝達する。

第4節 避難誘導

震災編第3部第6章第1節「2 避難誘導」に準ずる。

第5節 避難所設置計画

震災編第3部第6章「第3節 避難所の設置・運営」に準ずる。

第6節 避難所の開設・運営等

震災編第3部第6章第3節「1 避難所の開設」及び震災編第3部第6章第3節「2 避難所の運営」に準ずる。

ただし、風水害時は次の点に留意する。

- (1) 風水害時の避難所は地震発生時の避難所とは異なる。
- (2) 避難する場所には、自治会単位で避難することを基本とする。
- (3) 県境の住民の避難場所として3箇所の避難場所を確保する。(荒幡小・北秋津小・松井小)

施設名	所在地	電話番号
所沢市立荒幡小学校	荒幡 615	04-2924-5002
北秋津小学校	北秋津 623	04-2993-2393
松井小学校	上安松 895	04-2992-2782

※避難所の開設にあたっては、所沢市と密接な連携を図る。

第8章 警備計画・交通規制

第1節 警備活動

1 警備態勢

警視庁の風水害警備の態勢は、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階に分けて発令する。

警察署長は、関係機関と密接な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

2 警備活動

災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

風水害発生時における警察活動は、次のとおりとする。

- (1) 河川その他危険箇所の警戒
- (2) 災害地における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救助
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取締り
- (9) 行方不明者の捜索及び調査
- (10) 遺体の調査等及び検視

第2節 交通規制

1 交通情報の収集と交通統制

東村山警察署は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事（都本部長）に通報する。

隣接県に通ずる国道その他の幹線道路については、隣接県警察署と連携を密にし、一般車両の迂回等の混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

2 交通規制

広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会決定に基づき必要な措置を実施する。
東村山警察署は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 車両検問

東村山警察署は、主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

4 その他

東村山警察署は、交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋梁等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第9章 緊急輸送

震災編第3部第8章「緊急輸送」に準ずる。

第10章 救助・救急

震災編第3部第9章「救助・救急」に準ずる。

第11章 医療救護等

震災編第3部第10章「医療救護等」に準ずる。

第12章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

震災編第3部第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」に準ずる。

第13章 遺体の取扱い

震災編第3部第13章「遺体の取扱い」に準ずる。

第 1 4 章 ごみ・し尿・がれき処理

震災編第 3 部第 14 章「ごみ・し尿・がれき処理」に準ずる。

第 1 5 章 ライフラインの応急・復旧対策

震災編第 3 部第 17 章「ライフライン施設の応急・復旧対策」に準ずる。

第 1 6 章 公共土木施設等の応急・復旧対策

震災編第 3 部第 18 章「公共土木施設等の応急・復旧対策」に準ずる。

第 1 7 章 生活応急の応急対策

震災編第 3 部第 15 章「応急住宅対策」、第 16 章「応急教育」、第 19 章「応急生活対策」に準ずる。

第 1 8 章 激甚災害の指定

震災編第 3 部第 20 章「激甚災害の指定」に準ずる。